

林道橋点検委託業務

特記仕様書

茅部郡森町

特 記 仕 様 書

業務名：森林管理道蛭谷線ほか3路線林道橋点検診断委託業務

第1章 総 則

第1条 適 用

この特記仕様書は、北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書（以下「標準仕様書」という）でいう特記仕様書で、上記業務名に係る林道橋定期点検委託業務（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 業務の基本条件

本業務に関しては、業務請負契約書、「本仕様書」、「標準仕様書」及び関係法令・規則等を遵守して行う。

第3条 業務の目的

本業務は、森町が管理する橋梁の損傷及び変状を早期に把握するとともに、橋梁全体の健全性の診断を行い、今後の維持管理計画策定のための資料を得ることを目的とする。

第2章 業務内容

第4条 対象とする橋梁

別紙様式による。

第5条 点検業務

1. 業務計画

（1）業務計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打ち合わせ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について、業務計画書（照査計画書）を作成する。

（2）資料収集・事前調査書作成

対象橋梁の関連資料の収集・整理を行い、現場において使用する帳票類の準備を行う。

2. 現地点検

（1）緊急対応

現況調査中、緊急の対策を必要とする重大な損傷が発見された場合は、速やかに業務担当員に連絡をすること。

（2）現況調査

近接目視により行い、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

3. 第三者被害予防措置（清滝跨道橋1橋）

（1）第三者被害予防措置の実施については、「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」〔平成28年12月 国土交通省 道路局 国道・防災課〕に示されている打音検査の手法・記録方式に準拠し実施すること。

（2）現場点検技術者は、第三者被害の危険性のある損傷（うき、剥離等）を発見した場合は直ちに、業務担当員にその旨を報告し、指示を受けること。

4. 点検基準

橋梁点検の基準は、「林道施設長寿命化対策マニュアル」（平成28年3月林野庁整備課）によることとする。

・ 予防保全型点検・・・橋長15m以上の林道橋

第3章 協議・報告

第6条 打ち合わせ協議《設計業務》

打ち合わせ協議は業務着手時1回、中間時1回、成果品納入時1回の計3回予定するものとする。

第7条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

1. 点検・診断資料（各帳票の形式はPDFとする）
電子媒体：1部 印刷物：2部
 - （1）橋梁定期点検調査帳票
 - （2）現地状況写真
 - （3）損傷図、損傷写真台帳
 - （4）部材・部位の損傷度表
 - （5）参考資料（維持管理計画の策定に必要な資料）
2. その他業務担当員が指示するもの

第4章 業務に必要な資格

第8条 管理技術者及び照査技術者の資格

1. 本業務を行うにあたっては、管理技術者及び照査技術者を定め発注者に通知すること。
2. 管理技術者及び照査技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保持者でなければならない。
なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、次のいずれかに該当する者で発注者が認める者をいう。

- （1）一級土木施工管理技士
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について、13年以上の実務経験を有する者。
- （3）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について、15年以上の実務経験を有する者。
- （4）学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者。
- （5）上記各項に掲げるものと同等以上の知識及び技術を有する者。

第9条 現場点検技術者

1. 橋梁点検業務を実施する際は、必ず有資格者が現場に常駐しなければならない。
2. 点検・診断者は、技術士（鋼構造及びコンクリート）、国土交通省が認定した民間資格の有資格者又は以下のいずれかの要件に該当する者とする。
 - （1）道路橋の設計、施工、管理に関する実務経験又は専門知識を有すること。
 - （2）道路橋の点検に関する技術と実務経験を有すること。

第5章 その他

第10条 安全管理

受託者は、点検作業において必要があると思われる場合、適切な保安施設を設けるなどの現地調査員の安全管理はもとより、林道を通行する車両に対しても十分な注意をはらうこと。

第11条 その他

本業務に関する事項については秘密を厳守し、無断で第3者に資料及び情報を漏らしたり利

用したりしてはならない。

別紙

調査対象橋梁一覽

[illegible]